日本生理学会賞選考委員会規程

施行　　2022 年 4 月 1 日
改定　　2023 年 3 月 13 日

（目的）

第 1 条　　この規程は、一般社団法人日本生理学会（以下「本会」と言う。）定款に基づき、賞選考委員会（以下「委員会」と言う。）の運営等の方法に関する事項について定め、委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（任務）

第 2 条　　委員会の任務は、本会奨励賞候補者の選考、各種研究助成金等への本会推薦候補者の選考、入澤記念若手賞選考委員会委員の承認である。

（委員会の構成）

第 3 条　　委員会は、委員長 1 名および委員 8 名の計 9 名の委員で構成する。

（委員の選出）

第 4 条　　委員の選出は、次のとおりとする。

(1)　各地方会（北海道、東北、東京談話会、中部（新潟を含む）、近畿、中国四国、西日本）からそれぞれ 1 名ずつ推薦された者。委員会は、各地方会への推薦については、各地方会選出の理事（以下「理事」という）に委任する。委員会は、各地方会から推薦された者の専門分野や性別に偏りがないように、各理事に対し被推薦者の専門分野や性別などについて予め明示できる。

(2)　生理学女性研究者の会から推薦された 2 名の者。

（委員の任期と改選）

第 5 条　　委員の任期は、2 年（7 月 1 日～翌々年 6 月 30 日まで）とする。ただし 1 回限り再任可とする（最長 4 年）。委員は、2 年毎に約半数改選とする。

（委員の併任制限）

第 6 条　　委員は入澤記念若手賞選考委員会の委員との併任はできない。

（委員長の選出と任期）

第 7 条　　委員長候補者を互選にて選出する。委員長の任期は 2 年とする。

（委員の補充）

第 8 条　　委員に欠員が生じた場合は、当該委員の推薦母体から委員の推薦を得て委員を補充する。補充された委員の任期は前任者の任期満了日までとする。

（委員の解任）

第 9 条　　委員会の委員が、委員会の目的に反する行為をしたとき、または委員としての義務に違反したときは、当該委員を除く委員全員の賛成により、委員を解任することができる。

（秘密保持）

第 10 条　　委員会の任務に関して取得した情報は秘密情報とし、委員会の外部に開示あるいは漏洩してはならない。ただし、取得した時点および取得した後に公知となった情報は秘密情報から除く。

（利害関係排除に関する規定）

第 11 条　　委員会は日本生理学会利益相反(COI)に関する運用指針に従う。委員は、申請者との関係において、次に掲げる者に該当すると自ら判断する場合は、その者の審査に加わらないこととする。

（1）　3 親等以内の親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係の者

（2）　応募日を基準とし過去 3 年間において緊密な共同研究を行う関係の者
（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者）

（3）　現在の同一研究単位での所属関係（同一研究室の研究者等）の者

（4）　密接な師弟関係、もしくは応募日を基準とし過去 3 年間において直接的な雇用関係の者

附則

1. この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規程の施行後に初めて組織される委員会の委員選任は特例とし、北海道、東北、中部の地方会推薦委員と生理学女性研究者の会推薦委員 1 名の 4 名を選任する。残る 5 名の委員は旧委員会委員を充て、その任期は 2023 年 6 月 30 日までとする。